

令和2年第4回若狭町議会定例会会議録（第3号）

令和2年6月19日若狭町議会第4回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（12名）

2番	熊谷勘信君	4番	島津秀樹君
5番	辻岡正和君	6番	坂本豊君
7番	今井富雄君	8番	原田進男君
9番	北原武道君	10番	福谷洋君
11番	清水利一君	12番	小堀信昭君
13番	小林和弘君	14番	松本孝雄君

2. 欠席議員

なし

3. 欠員（2名）

4. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 深水 滋 書記 中上博昭

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	森下 裕	副町長	玉井喜廣
教育長	中村正一	会計管理者	泉原 功
総務課長	二本松正広	政策推進課長	岡本隆司
観光未来創造課長	竹内 正	税務住民課長	松宮登志次
環境安全課長	木下忠幸	福祉課長	佐野明子
保健医療課長	山口 勉	建設水道課長	飛永浩志
農林水産課長	岸本晃浩	パレア文化課長	中村和幸
歴史文化課長	藤木 斉	教育委員会事務局長	三宅宗左

6. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第36号 若狭町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第37号 若狭町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第38号 若狭町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第39号 若狭町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第40号 令和2年度若狭町一般会計補正予算（第2号）

- 日程第 7 議案第 4 1 号 令和 2 年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 8 議案第 4 2 号 「工事請負変更契約の締結について」（令和元年度ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業及び無線システム普及支援事業費等補助金高度無線環境整備推進事業若狭町有線テレビネットワーク施設更新工事）
- 日程第 9 同意第 3 号 若狭町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 1 0 同意第 4 号 若狭町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 1 1 同意第 5 号 若狭町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 1 2 同意第 6 号 若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 1 3 同意第 7 号 若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 1 4 同意第 8 号 若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 1 5 同意第 9 号 若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 1 6 同意第 1 0 号 若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 1 7 同意第 1 1 号 若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 1 8 同意第 1 2 号 若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 1 9 同意第 1 3 号 若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 0 同意第 1 4 号 若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 2 1 同意第 1 5 号 若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- ついて
- 日程第 2 2 同意第 1 6 号 若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることに
ついて
- 日程第 2 3 同意第 1 7 号 若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることに
ついて
- 日程第 2 4 同意第 1 8 号 若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることに
ついて
- 日程第 2 5 同意第 1 9 号 若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることに
ついて
- 日程第 2 6 同意第 2 0 号 若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることに
ついて
- 日程第 2 7 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査について
- 日程第 2 8 教育厚生常任委員会閉会中の継続調査について
- 日程第 2 9 予算決算常任委員会閉会中の継続調査について
- 日程第 3 0 議会運営委員会閉会中の継続調査について
- 日程第 3 1 広報特別委員会閉会中の継続調査について
- 日程第 3 2 原子力発電安全対策特別委員会閉会中の継続調査について
- 日程第 3 3 議員派遣報告および議員派遣について

(午前10時55分 開会)

○議長（島津秀樹君）

ただいまの出席議員数は12名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い議事に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（島津秀樹君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、2番、熊谷勘信君、5番、辻岡正和君を指名します。

～日程第2 議案第36号から日程第7 議案第41号～

○議長（島津秀樹君）

次に、日程第2、議案第36号「若狭町国民健康保険税条例の一部改正について」から日程第7、議案第41号「令和2年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」までの6議案を一括議題とします。

この6議案については、去る6月2日にそれぞれの常任委員会に審査を付託したものであります。

その審査報告書が提出されました。

各常任委員会委員長から審査報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、今井富雄君。

○教育厚生常任委員会委員長（今井富雄君）

教育厚生常任委員会の審査報告をいたします。

去る6月2日、令和2年第4回若狭町議会定例会において、教育厚生常任委員会に付託されました議案は、議案第36号「若狭町国民健康保険税条例の一部改正について」、議案第37号「若狭町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」、議案第38号「若狭町国民健康保険条例の一部改正について」、議案第39号「若狭町介護保険条例の一部改正について」の4議案であります。

これらの議案審査のため、6月10日、委員全員の出席のもと、議案説明者として森下町長、玉井副町長、中村教育長、二本松総務課長ほか関係課長等の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

付託議案4件の提案背景は、全てにおいて新型コロナウイルス感染症への対応で、必要とする条例の一部を改正するものであります。

まず、議案第36号「若狭町国民健康保険税条例の一部改正について」は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる被保険者の国民健康保険税の減免を行うためのものであります。

次に、議案第37号「若狭町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」は、後期高齢被保険者で新型コロナウイルス感染症に感染または感染の疑いがあり、労務に服することができなくなった被保険者への傷病手当金の支給に関し、その手続を町が行うための改正提案であります。

議案第38号「若狭町国民健康保険条例の一部改正について」は、新型コロナウイルスに感染した被保険者等に対する傷病手当の支給を行うための提案であります。

最後の議案第39号「若狭町介護保険条例の一部改正について」は、新型コロナウイルス感染症により収入が著しく減少した第1号被保険者等に係る介護保険料の減免を行う旨の提案であります。

それでは、これら4件の審査過程における主な質疑及び審査結果を申し上げます。

まず、議案第36号「若狭町国民健康保険税条例の一部改正について」に対する審査では、

問、表1で、対象保険税額＝ $A \times B / C$ となっており、Bは減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額となっているが、前年はどれだけの金額であったかということなのか。

答、国民健康保険税は、1世帯に国保に加入している方が複数人いる場合は、世帯主に全員分の計算で国保税を課税、徴収いただいている。

表1については、複数人が国保に加入していることを前提として、まずは主たる生計者、多くは世帯主の所得が世帯全員に占める割合を求める。その割合を基に世帯にかかってくる国保の中で、世帯主分の国保税額を算出する。

表2は、前年の合計所得額に応じて、当てはまる減額または免除の割合を表1で求めた世帯主分の国保税額に乗じて算出するというものである。

問、この条例をどういうふうに通すのか。

答、国保税の納付は7月から始まるが、納税通知書の中に減税の内容を伝えるチラシの同封を考えている。

加えて、ケーブルテレビ、ホームページ等での広報を考えている。

問、自分が対象であることを把握することが一番重要で、そのところをどんなふう

にお知らせするかがポイントだと思うが。

答、税の徴収の猶予の相談を今、受け付けている。その申請のやり方を準用したいと考えている。

問、コロナの問題はさらに悪くなるか、よくなるかによって、予想した所得が合っているのか、来年にならないとわからない。予測に差があった場合の調整、修正はあるのか。

答、見込みで申請するよというというのは、コロナ感染症の緊急性に重きを置いた施策で、内容について確定するのはまだ先になるという指摘は当然だと思う。

しかし、特例的な措置として、この軽減があると理解していただきたい。軽減を受けた理由について、状況が変わった場合は町への申請が必要になると理解している。

問、収入見込み金額を計算する基準は町ごとにばらばらということか。

答、全ての市町村が条例を改正するので、基準がばらばらになる可能性がないわけではない。軽減についての財源補填は国の算式があるので、どこの市町村でも同じ算式で軽減を行うという予測をしている。

問、細部については、これからいろいろなケースを考えながら決めていくと理解してよいのか。

答、結構です。

議案第36号「若狭町国民健康保険税条例の一部改正について」は、質疑の後、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号「若狭町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」に対する審査では、特筆すべき質疑、また討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号「若狭町国民健康保険条例の一部改正について」に対する審査では、

問、傷病手当金は国保も後期高齢も同じ条件にしている。ところが保険料は後期高齢は免除なしで、国保は免除ありとなっている。同時に広域としてもやらなくてはならないのではないか。

答、後期高齢者に対する施策は、あくまでも福井県の後期高齢者医療広域連合で施策が打たれるものなので、今回出していないが、国民健康保険については、町が行っている事業なので、町の議会で承認いただき、施策として打ち出している。

なぜ後期もこの委員会であるということではなく、後期は広域連合で審議がなされているという理解でお願いしたい。

議案第38号「若狭町国民健康保険条例の一部改正について」は、質疑の後、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号「若狭町介護保険条例の一部改正について」に対する審査では、特筆すべき質疑、また討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました4議案の審査結果は、全ての議案について、討論はなく、委員全員の賛成をもって可決すべきものと決したことを申し上げ、教育厚生常任委員会の委員長報告といたします。

○議長（島津秀樹君）

予算決算常任委員会委員長、熊谷勘信君。

○予算決算常任委員会委員長（熊谷勘信君）

予算決算常任委員会の審査報告をいたします。

去る6月2日、令和2年第4回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託されました議案は、議案第40号「令和2年度若狭町一般会計補正予算（第2号）」及び議案第41号「令和2年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の2件であります。

議案審査のため、6月11日午前9時より、委員全員出席のもと、議案説明者として森下町長、玉井副町長、中村教育長、泉原会計管理者、二本松総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その主な内容を報告いたします。

まず、議案第40号「令和2年度若狭町一般会計補正予算（第2号）」では、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億2,363万1,000円を追加し、予算総額を125億3,429万3,000円とするもので、歳入の主なものは、国庫支出金1億146万3,000円の増額、県支出金756万円の増額などであります。

歳出の主なものは、総務費では、ふるさと納税推進事業に560万円の増額、嶺南スマートエリア推進事業に638万5,000円の増額、集落ネットワーク圏形成支援事業に2,019万6,000円の増額、戸籍情報システム事業に642万4,000円の増額など合わせて4,550万5,000円を計上。

民生費では、子育て応援事業に135万円の増額、すまいるYOU応援事業に1,000万円の増額など合わせて1,327万9,000円を計上。

農林水産業費では、くだもの・やさい産地活性化事業に584万7,000円の増額、商工費では、若狭町食べて飲んで飲食店応援事業に3,500万円の増額、若狭町セブ

ンリゾート宿泊キャンペーン事業に2,400万円の増額、合わせて5,900万円の計上であります。

以上が、一般会計補正予算（第2号）の概要であり、次に審査の過程における主な質疑を申し上げます。

まず、福祉課関連では、

問、すまいるYOU応援事業で、高校2年生、3年生に対し1万円を支援するが、今まで1年生以下への支援金も1万円であるのか。

答、支援については同様である。

次に、教育委員会関連では、

問、給食センターにおいて、食材キャンセルした、サケの切り身だが、発注済で返品ができないのか、メーカーから返品できないと言われていたのか、どっちなのか。

答、給食の提供の日は3月3日だった。ちょうど休業開始日で、既に商品化ができて冷凍庫にある状態だった。

問、品物は給食センターに入らずにメーカーに置いたまま補償したのか。それとも給食センターに入って処分したのか。

答、賞味期限が5月23日までであった。当時は4月の学校再開時に提供する予定だったが、休業延長になり、その時点で給食の食材としての使用は不可能だった。廃棄するのはもったいないので、学校の先生方と相談し、定価を下げて先生方に購入していただいた。定価を下げて転売した差額に対して、国から補助金をいただく計画をしている。

次に、政策推進課関連では、

問、嶺南スマートエリア推進事業では、各市町で1か所ずつ事業者は車を置くのか。

答、事業年度当初の実証実験で、各市町駅周辺におおよそ600万円の同じ設備を置く。海に近い市町は、塩害があるので、塩害対策をした充電設備を置くため、少し金額が変わるが、各市町、同じものを1基ずつ整える。

次に、観光未来創造課関連では、

問、若狭町食べて飲んで飲食店応援事業について、例えば、私が飲食店に行くとして、その券をお店へ持っていくのか。

答、お食事券については、商工会へ行って5,000円分の券を3,000円で購入し、それを飲食店へ持って行って使う。500円券10枚つづりの5,000円分のセット販売となる。食事の代金にあわせて支払うことになる。

問、今、コロナウイルスの影響の状況を見ていると、非常に収入がない中で、毎日食材を買わなくてははいけないし、換金に時間がかかると、かなりの負担になるのではない

かと感じたので、できるだけそのようなことのないように進めていただきたい。

答、その点、十分考えながら調整していく。

問、せっかく企画した事業でも、それに対応できるお店が少なかったら大変である。

答、商工会を通じて、できるだけ多く参加してもらえようPRしていきたい。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号「令和2年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」では、新型コロナウイルス感染症被保険者等に係る傷病手当金で、126万円を増額補正するものです。

審査の過程における主な質疑では、

問、傷病手当金について、今現在、想像される方はあるのか。将来のための予算措置か。

答、傷病手当金については、あくまでコロナウイルス感染症にかかれた方、もしくは感染が疑われる症状をお持ちの方に対して手当とするものである。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（島津秀樹君）

各委員長の報告が終わりました。

これより、各委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第36号「若狭町国民健康保険税条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第36号「若狭町国民健康保険税条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第36号「若狭町国民健康保険税条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号「若狭町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第37号「若狭町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第37号「若狭町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号「若狭町国民健康保険条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第38号「若狭町国民健康保険条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第38号「若狭町国民健康保険条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号「若狭町介護保険条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第39号「若狭町介護保険条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(島津秀樹君)

起立全員です。したがって、議案第39号「若狭町介護保険条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号「令和2年度若狭町一般会計補正予算(第2号)」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第40号「令和2年度若狭町一般会計補正予算(第2号)」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(島津秀樹君)

起立全員です。したがって、議案第40号「令和2年度若狭町一般会計補正予算(第2号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号「令和2年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第41号「令和2年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第41号「令和2年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

～日程第8 議案第42号～

○議長（島津秀樹君）

次に、日程第8、議案第42号「工事請負変更契約の締結について」（令和元年度ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業及び無線システム普及支援事業費等補助金高度無線環境整備推進事業若狭町有線テレビネットワーク施設更新工事）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、議案第42号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第42号につきましては、令和元年度ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業及び無線システム普及支援事業費等補助金高度無線環境整備推進事業若狭町有線テレビネットワーク施設更新工事について、令和2年1月28日に契約したNECネットエスアイ株式会社福井営業所と変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（島津秀樹君）

提案理由の説明が終わりました。

ここで、暫時休憩します。

(午前11時25分 休憩)

(午前11時25分 再開)

○議長（島津秀樹君）

再開します。

休憩前に引き続き、上程中の議案を議題とします。

提案理由の説明が終わっております。

これより、質疑を行います。

議案第42号「工事請負変更契約の締結について」、質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（島津秀樹君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

議案第42号「工事請負変更契約の締結について」、討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（島津秀樹君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第42号「工事請負変更契約の締結について」（令和元年度ケーブルテレビ事業者の光ケーブル化に関する緊急対策事業及び無線システム普及支援事業費等補助金高度無線環境整備推進事業若狭町有線テレビネットワーク施設更新工事）は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、議案第42号「工事請負変更契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

～日程第9 同意第3号から日程第11 同意第5号～

○議長（島津秀樹君）

次に、日程第9、同意第3号から日程第11、同意第5号まで、「若狭町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、同意第3号から同意第5号までの「若狭町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについて」の件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

若狭町固定資産評価審査委員会委員につきましては、本年6月29日をもって、3名の委員の方の任期が満了となります。

そこで、現委員であります橋本智子氏、柘原直仁氏の2名の方を再任、そして、今回、新たな委員として、片山隆司氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、3件につきまして、御同意を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（島津秀樹君）

提案理由の説明が終わりました。

ただいま提案のありました3件につきましては、人事案件でありますので、質疑並びに討論は省略し、直ちに採決を行います。

同意第3号「若狭町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、同意第3号は同意することに決定しました。

次に、同意第4号「若狭町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、同意第4号は同意することに決定しました。

次に、同意第5号「若狭町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」、賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、同意第5号は同意することに決定しました。

～日程第12 同意第6号から日程第26 同意第20号～

○議長（島津秀樹君）

次に、日程第12、同意第6号から日程第26、同意第20号まで、「若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、15件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、同意第6号から同意第20号までの「若狭町農業委員会委員の任命について同意を求めることについて」の提案理由の説明を申し上げます。

若狭町農業委員会委員につきましては、本年7月19日をもって、15名の委員の方の任期が満了となることから、新たに農業委員会委員として任命したく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

初めに、同意第6号、大塩秀一氏につきましては、農事組合法人の理事であり、現在、若狭町農業委員であります。

次に、同意第7号、今井潤一氏につきましては、農事組合法人の理事であり、現在、若狭町農業委員であります。

次に、同意第8号、千田秀之氏につきましては、元農林水産省の職員であるとともに、農事組合法人の理事であり、現在、若狭町農業委員であります。

次に、同意第9号、田辺盛昭氏につきましては、農事組合法人の理事であり、若狭町の認定農業者であります。

次に、同意第10号、田邊秀昭氏につきましては、若狭町の認定農業者であります。

次に、同意第11号、中塚文和氏につきましては、農事組合法人の組合長理事であるとともに、若狭町農業再生協議会の会長であり、現在、若狭町農業委員会の会長でもあります。

次に、同意第12号、池上浩幸氏につきましては、若狭町の認定農業者であります。

次に、同意第13号、倉谷典彦氏につきましては、農業関係の合同会社の業務執行役員であるとともに、上中土地改良区の理事であり、現在、若狭町農業委員であります。

次に、同意第14号、河村長俊氏につきましては、若狭町の認定農業者であるとともに、福井県農業協同組合の総代であり、現在、若狭町農業委員であります。

次に、同意第15号、松村登美江氏につきましては、現在、若狭町農業委員であります。

次に、同意第16号、橋本治夫氏につきましては、農事組合法人の代表理事であり、現在、若狭町農業委員であります。

次に、同意第17号、杉森英美氏につきましては、農業関係の合同会社の業務執行社

員であります。

次に、同意第18号、宮田幸一氏につきましては、福井県農業協同組合の専務理事であるとともに、現在、若狭鳥羽土地改良区の理事長であります。

次に、同意第19号、大野邦夫氏につきましては、元教員であり、農業委員会等に関する法律で定められております「農業委員会の所掌に属する事項に関し利害を有しない者」として、任命するものであります。

次に、同意第20号、藤本和美氏につきましては、農業関係の有限会社の取締役であり、現在、若狭町農業委員であります。

以上、15件につきまして、御同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（島津秀樹君）

提案理由の説明が終わりました。

ただいま提案のありました15件につきましては、人事案件でありますので、質疑並びに討論は省略し、直ちに採決を行います。

同意第6号「若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、同意第6号は同意することに決定しました。

次に、同意第7号「若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、同意第7号は同意することに決定しました。

次に、同意第8号「若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、同意第8号は同意することに決定しました。

次に、同意第9号「若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、賛成の諸君は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（島津秀樹君）

起立多数です。したがって、同意第9号は同意することに決定しました。

次に、同意第10号「若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、同意第10号は同意することに決定しました。

次に、同意第11号「若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、同意第11号は同意することに決定しました。

次に、同意第12号「若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、同意第12号は同意することに決定しました。

次に、同意第13号「若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、同意第13号は同意することに決定しました。

次に、同意第14号「若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、同意第14号は同意することに決定しました。

次に、同意第15号「若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、同意第15号は同意することに決定しました。

次に、同意第16号「若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、同意第16号は同意することに決定しました。

次に、同意第17号「若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、同意第17号は同意することに決定しました。

次に、同意第18号「若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、同意第18号は同意することに決定しました。

次に、同意第19号「若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、同意第19号は同意することに決定しました。

次に、同意第20号「若狭町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。したがって、同意第20号は同意することに決定しました。

～日程第27から日程第32～

○議長（島津秀樹君）

次に、日程第27「総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査について」から日程第32「原子力発電安全対策特別委員会閉会中の継続調査について」までの6件を一括議題にしたいと思います。

お諮りします。各委員会の委員長から、所管事務の会議規則第73号の規定により、お手元に配付しました申出書記載の事項について、閉会中の継続調査をすることに御異

議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

異議なしと認めます。したがって、本件については、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。

～日程第33 議員派遣報告および議員派遣について～

○議長(島津秀樹君)

次に、日程第33「議員派遣報告および議員派遣について」を議題とします。

お諮りします。本件については、お手元に配付したとおり報告し、また、派遣することにしたいと思えます。

なお、緊急を要する場合は、議長において決定したいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

異議なしと認めます。よって、本件については、お手元に配付のとおり報告し、また、派遣することに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

これをもって、令和2年第4回若狭町議会定例会を閉会します。

閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、6月2日の開会以来、本日まで18日間にわたり、提案されました条例の一部改正、令和2年度若狭町一般会計補正予算、国民健康保険特別会計補正予算などの議案について、終始熱心に審議をいただき、本日ここに、その全議案の審議を終え、無事閉会の運びとなりました。

理事者各位におかれましては、本定例会において成立いたしました諸議案の執行に当たりましては、住民福祉向上のために、なお一層の努力を払われるよう希望するものがあります。

終わりに、本会期中に賜りました議員、理事者各位の御協力に対しまして、心より厚くお礼申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

町長より、閉会の挨拶があります。

森下町長。

○町長(森下 裕君)

それでは、閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、今月2日の開会以来、本日まで18日間にわたり、令和元年度若狭町一般会計、企業会計予算、繰越計算書の報告、令和2年度一般会計補正予算、条例の一部改正など重要案件につきまして御審議を賜りました。

その間、議員の皆様方には、本会議並びに各常任委員会において、御熱心に御審議いただき、それぞれに御決議を賜り、心から厚くお礼を申し上げます。

本定例会におきまして、議員の皆様方からいただきました御意見、御指導につきましては、今後の町政運営に十分生かしてまいりたいと考えております。

さて、新型コロナウイルス関連に伴う国の第2次補正予算が成立し、新たな支援策や経済対策が示されました。

町としましても、5月の補正予算、6月の補正予算で打ち出しました支援策等の効果を見極めながら、慎重な上でもスピード感をもって、さらなる支援策等の検討をしてまいりたいと考えております。

これまでの平穏な日常を取り戻すための道のりは、平たんではないと思っておりますけれども、また、長期戦も予想されますが、今後、第2波、第3波も想定し、感染拡大を防ぎながら、地域経済の活性化と日常生活の再生を目指して、また、町民の皆さんの頑張りに応えるために、あらゆる可能性にチャレンジするという気概と覚悟をもって、町政のかじ取りを担ってまいりたいと考えております。

さて、現在は、梅雨の時期であります。この梅雨が明けますと、いよいよ本格的な夏の行楽シーズンを迎えることとなります。

このような中、今月1日には福井県京都事務所が開設されました。当町からも職員1名を派遣し、若狭町における多くの名勝、観光地などの魅力や地域力を全国に発信するとともに、政府が示しました「新しい生活様式」を取り入れ、国や県などの観光活性化対策も活用しながら、今後とも、おもてなしの気持ちをもって、お客様をお迎えしていきたいと考えております。

最後に、議員各位におかれましては、健康に十分御留意いただきまして、町政発展のため、ますます御活躍いただきますようお願いを申し上げます。閉会に当たりましての御挨拶といたします。ありがとうございました。

(午前11時44分 閉会)